3.区民参加

3-1 参加の権利・義務

(1)「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。

住民は、情報を徹底的に分析し、将来を見通したうえで決断し、参加すべきではないか。

区民の力を区の事業に用いるため、住民の役割・責務、区政への発言権を定めてはどうか。

区民の権利をどこまで規定するか。

区民にまかせてくれる部分をどう規定するか。

多〈の区民は、現状肯定のまま生きているのではないか。

行政や議会に任せきりにせず、区政をどうすべきなのかを区民が提案すべきではないか。

住民参画の中核の仕組みを定め、個々の案件でも区民の参画を可能にすべきではないか。

三位一体の推進をしていくためには、住民の意識の改革が必要ではないか。

より多くの人の参加が必要ではないか。

小さいころから、自治参加意識の醸成・教育(権利と義務)が大切ではないか。

ほとんど関心のない区民とどう対処するか。

区民の課題をどうしたら行政の課題にできるか。

区民の義務を履行しない場合、強制するのか。あるいは、制裁を加えるのか。

義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除しないようにすべきではないか。

権利と義務に関して、ペナルティがあった方がいいのか。

区民の権利として、区民参加を定めるべきではないのか。

義務ではなく、責務としてはどうか。

参加を制限できるように、その必要性や希望をどうように認め判断すべきか。

住民は、練馬という地域にもたらされる利益を共有する義務と権利をもつこととしてはどうか。法と条例の範囲で権利と義務を課すべきではないか。

区民参加を区民の義務とするか。あるいは、区民参加は区民の権利とすべきか。

情報を求める義務、ともに良くしていく義務、生じた利益を共有できる権利としてはどうか。

区民参加は自由参加とし、協働は努力参加としてはどうか。

コア区民は、ともに練馬のことを考えてくれる者との協力を責務としてはどうか。

「わがまち練馬」という共生の空間を築く責務を有するとしてはどうか。

権利と責務に繋がるものとして、モラル・マナーの向上を目指すルールを作ってはどうか。 「責務」ではなく、権利と義務のワンセットとしてはどうか。

在勤・在学者や区内を通過するだけの人までに義務をつくるのは、厳しくないか。

同じ区民でも、有する権利と義務は等しくないのではないか。

住民のための権利をわかりやすく表記すべきではないか。

区民は、行政サービスを受ける権利があることを明記してはどうか。

参加は、責務でなく、権利であるととらえるべきではないか。

最低限のモラルや、区民の気持ちとして責務を示すことでいいのではないか。

練馬区が独自に定める権利はあるのか。

"義務"ではなくて"責務"を軽く書くこととし、制裁は書かないこととしてはどうか。

責務を果たすことでまちが良〈なる、幸せになるようなイメージであれば良いのではないか。

共同体としてプラスになることをイメージできる責務とすべきではないか。

権利だけを主張する人もいるので、権利だけを言及することでいいのか。

協働は、区民の権利としてとらえるべきなのか、それとも、区民の責務とするか。

区民の責務を入れるべきか。

義務・責務を果たさないから制裁を課すというのはおかしいのではないか。

確認的な規定はあってもいいのではないか。

行政は住民と協働する義務があるととらえてはどうか。

まちづくり権をどう考えるか。

自治条例には、総則だけを置いて、参加条例、区民投票条例などは個別に規定してはどうか。 「参加しない自由」をどう考えるか。

区民は地方自治の主役であり、区政に参加する権利のほか、責任と自覚が大切ではないか。 参加する、あるいは参加すべき案件を規定出来るか。

区民主権と区民経営と区民参加とは、同義ではないか。

区民参加は、規定しなくてもだれでも自由にできるはずではないか。

政策の検証が重要であり、政策評価制度の拡充・重視、区民参加が必要ではないか。 行政評価では、利用者一人当たりのコストは恣意的ではないか。

- (2)区内の在学、在勤、事業所の「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。 区内の企業には、区民の安全・安心の生活について配慮をするという責務を設けてはどうか。 区内に住む・働〈・学ぶ区民と、区内で事業活動をするものを対象としてはどうか。 練馬区内の事業者には、区民参加の責務を持たせてはどうか。
- (3)区外の方の「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。 区外住民の権利義務は、どうすべきか。 区外住民にも、練馬区の自治活動に参加する権利を有するものとするかどうか。
- (4)未成年や外国人の「参加の権利・義務」は、どのようにとらえるべきか。 18~19歳は、法と条例の許す範囲で、不公平感の無いように取り扱うべきではないか。 主体として子ども、外国人も参加する権利があるが、同じではないのではないか。 区民は成熟度(年齢)に応じて区政に参加する権利を有するとしてはどうか。 子どもの権利条約に書かれていることを、自治基本条例に加えてはどうか。 年齢に応じて子どもにも権利と義務があるので、子どもの権利条約を参考にしてはどうか。 外国人の権利も、言及すべきではないか。
- (5)パブリックコメント制度は、充実すべきではないか。 パブリックコメント制度が知られていないのではないか。 パブリックコメントの有効性は、どれほどあるのか。 パブリックコメントによる意見は、どの程度反映されているか。

3-2 総合計画等の策定における参加

参加の段階には、計画・決定・実行・評価があるが、実行段階への参加が協働ではないか。 長期計画の策定については、説明会前に区民参加のプロセスをつくるべきではないか。 計画の始まり(理由)と終わり(結果)を明示すべきではないか。

3-3 意見の提出·募集

(1)議会、行政への意見提出について(区民 議会、行政) 行政へ意見を直接言えるシステムが明確ではないのではないか。 陳情を出した人が説明できる区もあるので、練馬区も検討してはどうか。 住民からの協働の申出を、一定の条件のもとに受け入れるしくみ(手続き)を設けてはどうか。 少数派の課題を受け止める場所はどこにあるのか。 意見提出には、最初から最後までいろいろなケースがあり、議会の傍聴も大切ではないか。 素案づくりの段階で、区民と区が一緒に白紙の状態から素案をつくることが大切ではないか。 行政提案時点での参加でいいのか。

決定前に公聴会を開き、関係団体として意見陳述をする機会を設けるべきではないか。 政策提案制度を設け、提案の受入後は、パブリック・インボルブメントで具体化してはどうか。

(2)地域問題の解決のための懇談会等への関わりについて(地域懇談会 行政) 行政は、公平な第3者として参加することも大切ではないか。 地域的な課題の解決に向けて、地域の懇談会に行政は第3者として参加してはどうか。 地域の問題を地域の力で解決するため、行政は公平な第3者として参加してはどうか。

3-4 住民投票

住民投票制度を設けてはどうか。

区政参加方法を見直してはどうか。

住民投票はもっと簡単にならないか。

未成年者の選挙投票は、今の教育システムを考えるとまだ早いのではないか。

住民投票の規定があった方が良いのではないか。

具体的な規定ではなく、「住民投票をすることができる」という規定程度でよいのではないか。

住民投票は、最後の意思決定手段として必要ではないか。

問題の所在とそれへの賛否が簡明になるので、常設型の住民投票としてはどうか。

住民投票は、最後の切札であって、区民参加が充実すれば投票には至らないのではないか。 住民投票の効果を「従属」に近いものにすると、議員が良い顔をしないのではないか。 住民が新たな条例を必要と考える時、地域住民による投票をすることができるとしてはどうか。

3-5 附属機関等への参加

区議会が決定する前の参加を模索すべきではないか。

区議会(区議会議員)との公式の議論の場を設定してはどうか。

各委員会等で応募者が少ないのは、地域のことを考えない人が多いからではないか。

文化センター運営協議会では、公募がゼロとなっているのは改めるべきではないか。

公募区民と諸団体等からの参加の両方が大切ではないか。

賛成、反対ともに参加すべきではないか。

3-6 全員参加の場の設置

選挙の投票率は低いので、直接請求の簡素化など区民の区政参加を進めてはどうか。区民大会を制定し、区議会に準ずる決議機関としてはどうか。

区民大会は直接参加であり、大切ではないか。

公的な議論をする場・組織づくりには、区民からの牽制も大切ではないか。

3-7 区民の定義

(1)区内在住

区内に住む人としてはどうか。

(2)区内在住、在学、在勤

練馬区に住む人と、働きに〈る人・学びに〈る人とが、協力・共有するものとしてはどうか。 働〈人、学ぶ人も加えてはどうか。

「区内に住み、働き、学ぶ人をいう」としてはどうか。

在学、在勤も入れるのも手ではないか。

(3)区内在住、在学、在勤、区内活動団体・事業者

住民票をもって基本とした上で、行政、事業者、団体等を範疇に入れてはどうか。

区民地域活動団体も加えてはどうか。

非営利活動団体、事業者も加えてはどうか。

住民登録、外国人登録、本社のある事業所(主たる事業を営む事業所)で良いのではないか。 住民税、法人税を納める事業所も含めてはどうか。

「活動するもの」まで入れてしまうのは、議論が必要ではないか。

区内に住み、働き、または学ぶ人に事業者を加えてはどうか。

区内に住む人、働く人、学ぶ人に、活動する人を加えてはどうか。

事業所も地域にとって大きな力があり、責務はあるので、加えてはどうか。

事業者をなぜ入れなくてはいけないのか分からないので、入れるべきではない。

事業所は、事業所としての参加と従業員としての参加とを分けることが大切ではないか。

(4)区内在住、在学、在勤、区内活動団体・事業者、区外

ともに練馬のことを考える者を入れてはどうか。

区と区民に関係した個人や法人も含める場合に、区の財政面も考慮すべきではないか。 環境問題を考えると広く取った方が良いのではないか。

(5)考慮すべき点

豊島は住民、区民と2段構えの定義をしているが、うまくいかないのではないか。 税を一つの〈くりで考えるのも手ではないか。

他区の設定は、 事実としてそこに居る お客さん扱いではもったいない、からではないか。 区民の定義をしないという手もあるのではないか。

広いものと狭いものがあり、それによって条例の効力が変わってくるのではないか。

区民の定義は、帰納的に考えてはどうか。

場面によって参加すべき主体が規定できると良いのではないか。

大筋としては広い対象を区民としてはどうか。

事業ごとに多様な参加の仕方があるので、自治基本条例では広くしてよいのではないか。

事業所は住民投票ができないなど、参加のレベルにもよるのでないか。 区民か、区民でないかを区別する必要があるのではないか。 区民の定義は明確化できないので、参加の意思のある人は区民と認めたらどうか。 練馬区に関わって生活している人達を区民としてはどうか。

3-8 その他の意見

PI(パブリックインボルブメント)という言葉は使わない方が良いのではないか。「参加」のきっかけをどう作っていくかが大切であり、「参加仕掛け人」を任命してはどうか。「区民参加」は参加の調整ルールにすぎなく、入口を広げることが大切ではないか。参加しないのは、 いそがしい) 知らない 意味がない 非マニアが多いためではないか。参加は、協働の観点から意思決定の前から区と区民とがともに考えるがいいのではないか。全てへの参加を目指してはどうか。

とにかく参加の入口は大きく、広くとってはどうか。

参加は、選挙ではないのか。

参加については、地道な努力が必要ではないか。

区民参加にはいろいろな分野があるので、積極的に参加していくことが大切なのではないか。 地域活動を通じての参加、足元の地域を通じての参加も重要ではないか。

空き教室などに、自治会や、NPO、事業者、市民団体などの交流施設を設けてはどうか。 参加は手続き条例になるのでないか。

安全・安心は行政だけで守りきれないので、区民はそのプロセスに入るべきではないのか。 自治基本条例の中に手続き論まで入れて良いのか。

行政の手続きの手法があいまいなので、窓口の一本化など、きっちりとしてはどうか。

区政に期待する人を増やさなくてはいけないのではないか。

基本条例は、区政へ関心のある人を増やすものにしてはどうか。

間接民主主義と直接民主主義の折り合いと補完が必要なのではないか。

この「論点整理用たたき台」は、「区民懇談会委員の意見等」を論点として整理したものです。(事務局)